

# 子育て応援特別手当



を支給します

支給対象児童が属する世帯主の方には、町から申請書等をお送りします

## 目的

子育て応援特別手当は、国が平成20年10月30日に決定した「生活対策」の一環です。多子世帯の幼児教育期の負担に配慮する観点から平成20年度に限りの措置として、幼児教育期の第2子以降の子ども1人あたり36,000円を支給します。

## 対象となる子ども

平成21年2月1日現在、住民基本台帳または外国人登録原票に登録されている小学校就学前3年間に該当する子ども（生年月日が平成14年4月2日から平成17年4月1日までの子ども）であって、第2子以降の子どもが対象となります。

## 手当の額

対象となる子ども1人あたり36,000円を、同居している世帯主の方に支給します。手当の支給は、1回払いとなります。

## どうして第2子以降の3～5歳の子どもが対象なの？

多子世帯の負担軽減に配慮しつつ、一般に保育所に子どもが共通して通う年齢が小学校就学前3年間であること、2歳までの子どもには、別途、児童手当制度において乳幼児加算が行われていることなどを総合的に考慮したものです。

## 申請から支給まで

手当を受給するには、対象となる子どもと同居している世帯主が、住所地の厚真町に対して申請を行っていただく必要があります。

### 通知書・申請書の送付

定額給付金の申請に合わせて対象世帯に郵送します。

### 申請書の提出

郵送または役場担当窓口へ提出してください。

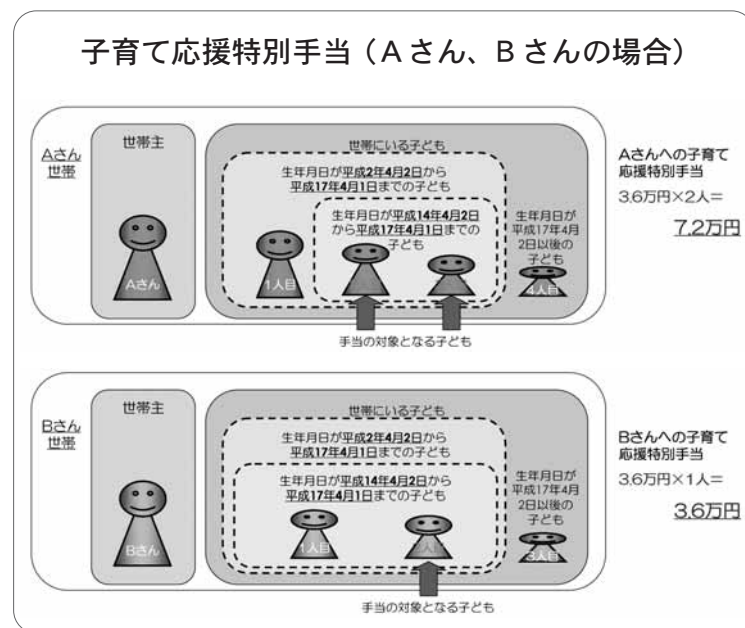
### 支給金の支給

原則として指定された口座に振り込みます。

### 申請期限

申請期限は、受付開始から6カ月までとなっています。

対象となる方は、忘れずに申請をしてください。



# 定額給付金



の申請・受付が始まります!!

給付対象となる世帯主の方に、町から申請書等をお送りします

## 給付対象者

- 平成21年2月1日現在、住民基本台帳に登録されている方  
※2月1日までに生まれた方、2月1日以降に亡くなった方も対象になります。
- 平成21年2月1日現在、外国人登録原票に登録されている方  
※外国人登録原票に登録されている方のうち、不法滞在者および短期滞在者は対象外です。

## 申請（受給）者

- 住民基本台帳に登録されている方は、その方が属する世帯主
- 外国人登録原票に登録されている方で、給付対象者となる方はその方自身

## 給付額

- 世帯構成員1人につき12,000円  
(2月1日に年齢が65歳以上の方、18歳以下の方は20,000円)  
※65歳以上の方とは、昭和19年2月2日以前に生まれた方です。  
※18歳以下の方とは、平成2年2月2日以降の生まれた方です。

「定額給付金」を装った詐欺にご注意を!!  
町や北海道、総務省などが、世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報や電話番号を照会することはありません。

## 給付までの流れ

予定時期	3月		4月以降
	中旬	下旬	
定額給付金の給付	<b>申請書の発送</b> ・給付対象世帯の世帯主に郵便で発送します。	<b>支給決定通知書等の発送</b> ・受理した申請書を審査した後、支給決定通知と口座振込日を通知します。	<b>定額給付金の給付</b> ・第1回目に給付された方以外に申請された分について、支給決定通知と給付金の振り込みをします。 申請は9月中旬、給付は9月下旬までの期間で行う予定です。
	<b>申請書の受付開始</b> ・申請書は郵送もしくは役場窓口で受理します。 ・受付は9月中旬までの予定です。	<b>定額給付金の給付</b> （第1回目） ・指定された口座へ給付金の振込をします。 ※支払方法は口座振込みが原則です。	

- \*1 定額給付金の郵送申請で書類に不備がある場合は、役場にお越しいただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- \*2 平成21年2月1日現在、本町の住民基本台帳に登録されている方で、申請書が届かない方は、役場の定額給付金担当までご連絡ください。
- \*3 定額給付金の給付は、口座振込が原則になっていますが、特別な事情により口座がない方は、役場の定額給付金担当へご相談ください。

問い合わせ先

役場保健福祉課福祉グループ ☎26-7871内線108  
(子育て応援特別手当担当・総合ケアセンターゆくり内)

問い合わせ先

役場町民課町民生活グループ（定額給付金担当） ☎27-2321内線233  
役場上厚真支所（定額給付金担当） ☎28-2311